

**清須市新川地域文化広場 カルチバ新川  
指定管理業務仕様書（案）**

**平成26年10月**

**清 須 市**

## 清須市新川地域文化広場 カルチバ新川 指定管理業務仕様書

この仕様書は、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）内に設置するスポーツ施設及び文化ホール施設（別表１）の文化ホール、アスレチックジム、エアロビクススタジオ、温水プール、ふれあい広場などの指定管理業務の概要を示すもので、本仕様書に記載のない軽易なものは、市と協議の上、実施するものとする。

### 1 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）の運営基本方針

平成８年４月に竣工した清須市新川地域文化広場（愛称「カルチバ新川」）は、文化とスポーツの交流施設として、屋内には文化ホール・会議室・温水プール・アスレチックジム・エアロビクススタジオがあり、屋外には亜熱帯植物や四季の草花が茂る温室・星のきらめく遊歩道・二千本を越える木々や花が植えられた「ふれあい広場」があり、子どもから高齢者の方まで、どなたでも楽しめるコミュニケーション施設です。

平成２７年度より、以下の方針を踏まえ指定管理者の創意工夫により、さらに質の高いサービスを提供していただくことを期待します。

- ・ 設置目的に添った適正な管理運営を行うこと。
- ・ 施設の有効活用を進め、利用者サービス等の向上と経費節減に努めること。
- ・ 指定管理期間を通じ、市民ニーズ、市の政策の動向等を踏まえ、柔軟かつ適切な業務の見直しを適時行うこと。

### 2 管理運営の基準

#### (1) 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。

- ① 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
- ② 清須市新川地域文化広場の設置及び管理に関する条例（平成１７年清須市条例第８０号。以下「設置条例」という。）
- ③ 清須市新川地域文化広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成１７年清須市教育委員会規則第２７号。以下「管理規則」という。）
- ④ 清須市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年清須市条例第６１号。以下「指定管理者条例」という。）
- ⑤ 清須市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成１７年清須市規則第５２号。以下「指定管理者規則」という。）
- ⑥ 労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
- ⑦ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑧ その他清須市新川地域文化広場で管理運営する業務に関連するすべての法令

#### (2) 休館日・利用時間

休館日・利用時間については、管理規則において下記のとおり定めることとする。なお、市民サービスの向上、施設の活性化という観点から必要に応じ休館日を臨時に開館し、又は休館日及び利用時間を臨時に変更する等の柔軟な施設運営を、市との協議のうえ実施することができる。

##### ① 休館日

月曜日（当該月曜日が休日にあたるときは、その直後の休日でない日。）及び年末年始の１２月２９日から１月３日までとし、その他の休館日として、温水プールの水の入れ替え・清掃・指導者研修会などで教育委員会が認めたときとする。

##### ② 利用時間

###### ア スポーツセンター

平日及び土曜日が午前１０時から午後９時まで、日曜日及び国民の祝日は午前１０時から午後７時までとする。

イ 文化ホール及び会議室（ミーティングルーム含む）

午前9時から午後9時までとする。

ウ 温室（噴水、滝、池を含む）

午前9時から午後5時まで。ただし、噴水、滝、池の稼働は7月20日から8月31日の夏休み期間とする。

③ 休館日・利用時間の変更

休館日、利用時間については、教育委員会が必要と認めたとき、これを変更することができる。

(3) 利用許可及び利用許可の取り消し等に関する業務

① 利用申請の受付、利用許可、利用変更許可、利用許可の取り消しに関すること。

② 施設利用、付属設備の操作等に当たっての相談・案内業務に関すること。

(4) 利用料金の設定（別表2）

地域文化広場の利用料金は、設置条例及び管理規則で規定する額とする。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者は、本業務を行うにあたり、清須市個人情報保護条例（平成17年清須市条例第11号）に基づき、管理運営を通じ取得した個人情報に関する情報を保護するため、その取扱いに十分留意し、漏えい滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じることとする。

(6) 情報公開

指定管理者は本業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等（電子データ、写真等を含む。）で指定管理者が管理しているものの公開については、清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）に基づいて、適正な情報公開に努めることとする。

(7) 文書の管理・保存

指定管理者は、本業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、清須市文書管理規程（平成17年清須市訓令第8号）に基づいて、適正に管理・保存することとする。また、指定期間終了時に、市の指示に従い、保存文書を市に引き渡すこととする。

(8) 守秘義務

指定管理者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。指定管理期間終了後も同様とする。

(9) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、次のような環境に配慮した本業務の実施に努めること。

① 環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、資源の有効活用や適正処理を図ること。

② 電気・ガス・ガソリン等の使用量の削減に向けた取り組みを推進すること。

③ 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

### 3 管理施設の維持管理に関する業務

(1) 管理施設の清掃に関する業務

施設を常に清潔で快適な状態に維持すること。

① 実施箇所

建物内、建物の外周、敷地（駐車場を含む。）

ア 温水プール、プールサイド（シャワー、目洗い場含む）倉庫

イ エアロビクススタジオ

ウ アスレチックジム

エ 事務室・ロビー・指導員室・受付・更衣室・サウナ室・廊下・階段・便所・倉庫

オ 文化ホール・会議室・楽屋・大道具置場・ピアノ庫・舞台・便所

カ ふれあい広場（温室、駐車場を含む。）

※ はなのき広場（美鈴公園）は都市公園のため業務より外す。

② 業務方法

良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つため、必要な清掃業務を実施すること。

③ 清掃業務の内容

ア プール内の浮遊物、水底沈殿物の除去

イ プール、プールサイドはブラシ及びポリッシャーなどで水洗い

ウ プール水入れ替え作業における定期清掃の補助業務

エ プール以外の範囲については、適時場所に応じた清掃を行う。

④ 定期清掃

※ 詳細は別紙「清須市新川地域文化広場 カルチバ新川 設備保守業務仕様書」を参照のこと。

(2) 管理施設の環境衛生管理に関する業務

① 実施個所

建物の内外

② 業務内容

ア 環境衛生管理

- ・ 空気環境測定
- ・ 飲料水検査
- ・ プール水定期水質検査
- ・ 残留塩素の検査測定記録

イ 害虫駆除業務

ウ 受水槽等の清掃業務

(3) 管理施設の警備に関する業務

① 実施個所

建物内、敷地内（駐車場、臨時駐車場を含む。）

② 業務方法

防犯、防火、及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

③ 業務内容

ア 建物内、敷地内及び駐車場巡回警備業務

※ 施設巡回記録表を作成し記録保存のこと。

イ 駐車場管理業務

ウ 緊急事態の処理（火災、地震、盗難、施設毀損等）

④ 留意事項

イベント等で混雑が予想される場合は、混雑の緩和、安全確保に努めること。

(4) 管理施設の施設設備等の管理に関する業務

関係法令等を遵守し、無事故、安全、低公害、高効率運転に努めるとともに省エネルギーを図り、施設設備を常に良好な状態で維持すること。

① 実施個所

建物内、敷地内（駐車場、臨時駐車場を含む。）

② 業務内容

ア 一般管理業務

- ・ 設備台帳に履歴等を記録し、保管すること。
- ・ 記録の整理及び分析を行い、法令等に定められた期間中保管すること。
- ・ 官公署の検査、定期点検整備及び工事の打合せ、並びに立会い等を行うこと。
- ・ 電気室、機械室等の整理整頓及び清掃を行うこと。

イ 運転・監視・記録業務

- ・ 運転前後の点検を行い、常に運転状況を監視するとともに、異常の場合は速やかに必要な措置を行うこと。
- ・ 建築設備、電気設備、機械設備等の保全を図るため、必要な巡視、点検、測定及び機器の整備を行うとともに、記録を行うこと。
- ※ 設備運転日誌に記録し保存のこと。
- ウ 建物の管理業務
  - ・ 建物の外壁タイルのはく離・亀裂等の有無の確認事項。
  - ・ 屋根等の防水の損傷による雨漏りに対する応急処置を行うこと。
- エ 緊急時の対応業務
  - 火災等の事故については適切な処置を行い、市に報告すること。
- ③ 業務対象設備
  - ア 電気設備管理業務対象設備
    - ・ 運転監視業務（強電・弱電）
    - ・ 運転監視業務（防災設備）
  - イ 機械設備運転保守管理業務対象設備
    - ・ 運転監視業務（空調設備）
    - ・ 運転監視業務（給排水衛生設備）
- (5) 管理施設設備の保守点検に関する業務
 

施設内の設備について、関係法令等に基づき必要な保守点検を行うこと。

※ 詳細は別紙「清須市新川地域文化広場 カルチバ新川 設備保守業務仕様書」を参照のこと。
- (6) 備品及び消耗品の管理・調達・貸借に関する業務
  - ① 備品について
    - ア 清須市備品について
 

管理施設において現在使用している備品（管理備品等一覧表を、別途配布します。）については、市から無償で貸与を受けることとし、備品が老朽化、破損等により使用不能となった場合には速やかに市に報告し、必要なものは指定管理者が調達するものとする。
    - イ 指定管理者の備品等の購入について
 

指定管理者は、独自の判断と自己費用で備品等を購入又は調達し本業務実施のために供することができる。ただし、その管理は指定管理者の独自会計で行うものとする。
  - ② 消耗品について
 

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の管理を行う。減耗、消耗したものに関しては、随時購入し補充を行う。
  - ③ 自動販売機について
    - ア 市の行政財産目的外使用許可を受けて設置している自動販売機については、継続して設置するものとする。ただし、光熱水費に係る料金は、指定管理者に市が定めた金額を設置者が支払うものとする。
    - イ 新たに指定管理者が自動販売機を設置する場合は、行政財産目的外使用許可を受けて設置をしなければならない。
- (7) 施設・設備・備品の修繕に関する業務
 

施設、設備及び備品の修繕は、年額300万円までは、指定管理委託料の範囲内で指定管理者の負担において行うものとする。ただし、年額300万円を超える場合は、教育委員会との協議事項とする。

#### 4 運営に関する業務

##### (1) 施設運営に関する業務

###### ① 総合的な業務

- ア 毎年度指定された事業計画書及び収支予算書を、清須市へ提出し承認を受ける。

- イ 毎月指定された業務報告書を、翌月末までに清須市に提出する。
- ウ 毎年度終了後、指定された事業報告書及び収支決算書を、清須市へ提出し承認を受ける。
- エ 利用者の募集に関すること。

② 受付に関する業務

- ア ホール施設予約受付に関すること。
- イ ホール施設利用者の入場に関すること。
- ウ スポーツ施設利用者の入場の受付に関すること。
- エ 登録利用者、スクール登録の受付に関すること。
- オ 登録者カードの管理・保管に関すること。
- カ 入場券などの管理・保管に関すること。
- キ 施設利用案内、館内放送に関すること。
- ク その他、受付に関する業務。

③ 施設利用者の指導及びホール施設付属設備使用に関する業務

ア ホール

1. 舞台関係付属設備使用に関すること。
2. 照明設備使用に関すること。
3. 音響関係設備使用に関すること。
4. 映写機などの使用に関すること。
5. その他のホール設備機器の管理に関すること。

イ エアロビクススタジオ

1. エアロビクス、ヘルス指導者の派遣に関すること。
2. エアロビクス指導に関すること。
3. エアロビクス指導計画の実施に関すること。
4. 登録利用者のカルテ作成、保管に関すること。
5. 使用機械の管理に関すること。

ウ アスレチックジム

1. アスレチック、ヘルス指導員の派遣に関すること。
2. アスレチック、ヘルスの指導に関すること。
3. 登録利用者のカルテ作成、保管に関すること。
4. 体力測定及び健康指導に関すること。
5. 使用機械の管理及び保守点検（消耗品を含む）に関すること。

エ 温水プール

1. 水泳指導員の派遣に関すること。
2. 水泳指導要項の作成に関すること。
3. 水泳指導に関すること。
4. (社)日本プールアメニティ施設協会認定プール衛生管理者の派遣に関すること。
5. 泳力測定の実施に関すること。
6. スイミングスクール開講計画の実施に関すること。
7. 登録利用者のカルテ作成・保管に関すること。
8. 水質管理（毎日）及び水質検査（月1回）に関すること。
9. レジオネラ属菌及びトリハロメタン検査（年1回）に関すること。

オ 指導にあたる指導員の資格は次のとおりとし、主任コーチ、専任コーチ、契約インストラクターを派遣するものとする。

1. エアロビクス指導員

エアロビクスフィットネス協会発行のADI有資格者及びこれと同等の有資格者。

2. アスレチック・ヘルス指導員

健康運動指導士有資格者及びこれと同等の有資格者

3. 水泳指導員

日本体育協会公認水泳指導者有資格者及びこれと同等の有資格者

④ ふれあい広場に関する業務

ア ふれあい広場

美観を維持するため、必要な樹木の剪定、四季の花等を植栽すること。

イ 温室

指定管理者の自由な発想により、来場者が楽しめる施設の管理及び運営に努め、美観を維持すること。

⑤ 監視に関する業務

ア 施設利用者に対し、設置条例及び管理規則などの注意事項を遵守させるとともに、利用者が安全に利用できるよう管理運営に努める。

イ 監視体制については、清須市と協議の上、所定のポスト数を配置する。

ウ 監視要員の中に「日本赤十字社水上安全法救助員」または「水泳指導管理士」または「普通救命講習終了者」の資格を有するものを1人以上従事させる。

エ 監視にあたっては次の事項に留意すること。

1. 人命尊重を第一主義とすること。

2. 監視員は、常に体調を整えておくとともに、いつでも入水可能な状態にしておく。

3. 整えられた救急用具を常に整備しておくこと。

⑥ 応急措置に関する業務

ア 施設内でのけが人、気分の悪くなった者には応急手当をするとともに、状況により消防署へ救急要請をする。

イ 溺者を発見したときは、消防救急隊へ連絡するとともに、直ちに引き上げ保温・人工呼吸などの応急措置を行い、消防救助隊または医師へ引き渡すまで救助活動を続ける。

ウ 群衆の整理をする。

エ 清須市担当者へ直ちに報告する。

オ 業務日誌に記録する。

⑦ 利用料金などの徴収事務

ア 利用料金などの内容

1. 利用料金

2. 自主事業参加費

3. 教材費

4. その他収入金

(2) 利用料金の収受に関する業務

「利用料金制」を執り指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とする。

※ 指定管理者は経理担当者を定め、収受した利用料金及びその他収入金、また支出金全てについて帳簿を作成する等適正な管理に努めること。

(3) 広報宣伝に関する業務

① 冊子・チラシ等の作成・配布

② 利用者が分かりやすい施設利用案内等の作成

③ 市広報紙等への掲載記事原稿作成

④ ホームページの作成・更新

※ 指定管理業務を行う際は清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、管理施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示するものとする。

(表示例)

清須市の市有施設である清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）は、指定管理者である〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者である〇〇〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

#### (4) 利用者サービスに関する業務

利用者が気持ち良く、かつ親しみを持って清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）を利用できるよう利便性、安全性の向上に努めるとともに、以下の業務を実施すること。

##### ア 管理施設内外サイン等の整備

来館者が気軽に訪れ、利用者がわかりやすく利用できるようサインの企画・制作を行うこと。

##### イ パンフレット置き場の整理整頓

利用者の目につきやすい位置にパンフレット置き場を設置し、常時整理整頓を行うこと。  
また、他の公共施設等のパンフレットについても、依頼に応じ設置すること。

### 5 その他清須市新川地域文化広場の管理運営に関する業務

#### (1) 関係団体との連絡調整に関する業務

円滑な管理運営を図るため、以下の事項について適切に対応すること。

- ・ 運営に関する各種照会に対する回答を行うこと。
- ・ 類似公共施設の情報収集。
- ・ 市関係機関との連絡調整を図ること。

#### (2) 市の事業への協力に関する業務

市の自主事業実施の際には、PRなどで全面的に協力すること。

### 6 指定管理者の自主事業

指定管理者は設置目的に添う事業を実施することができる。実施に当たっては内容・日程等について市と協議し、市が認めるものに限り実施できる。

なお、この「指定管理者の自主事業」は市が経費・責任等を担保しない。

指定管理者は自主事業の収入を自らの収入とすることができる。

### 7 人員の配置等

#### (1) 職員の規律について

本業務に従事する職員は責任感を有し、公共施設の品位を損なう恐れがない者とし、勤務中は名札を着用し、常に清潔な服装を心掛けること。

#### (2) 人員の配置体制について

本業務は管理責任者の監督下で、別表3「現行運営人員表」を参考に、現状を下回らない適切な人員を配置し実施すること。

#### (3) その他管理業務について

##### ① 管理施設の保全業務

ア 苦情・事件の処理

イ 災害等非常時の対応

ウ 利用者の館内利用に関する調整

##### ② 消防・防災業務

ア 消防署との調整及び消防法の規定に基づき防火管理者を選任し、消防計画の作成及び届出等の職務を遂行すること。

イ 消防・防災マニュアルの作成

ウ 消防訓練の実施（年2回）

##### ③ 遺失物取扱業務

管理施設での遺失物の受取り、警察への届出

##### ④ 掲示板へのポスター、チラシの掲示

##### ⑤ 鍵の保管・管理

管理施設のすべての鍵の管理、保管

#### (4) 職員の資質の向上について

本業務に従事する職員自身が常に市民サービスの向上に関心を持つとともに、市民ニーズ等の把握に努め、市民からの問い合わせ等に正確かつ適切に応じられることが求められる。そのために、管理運営を行う人的体制を整備するにあたっては、配置職員一人ひとりの資質及び能力を向上させるための研修の実施、職場環境等指定管理者において創意工夫による措置をとられることが望まれる。

(5) 職員の雇用について

- ① 現従業員のうち引き続き当施設へ就業を希望するものを、優先的に雇用すること。
- ② 従業員の雇用に際し、地元雇用に配慮すること。

## 8 収入額・管理運営経費について

(1) 指定管理委託料について

市は、指定管理者の管理運営業務の遂行にあたり指定管理委託料を支払う。

応募に当たっては、清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）の管理運営を行うために必要な経費を算定し、収支予算書に提示すること。ただし、委託料は年額●●●万円（消費税含む）を上限として算出すること。

(2) 経費の支払い

指定管理委託料は、予算額の範囲内で会計年度ごとに支払う。支払い時期や金額、方法は協定にて定める。

(3) 指定管理委託料に含まれるもの。

- ア 人件費
- イ 物件費（消耗品費、修繕費、保守点検、維持管理に要する経費等）
- ウ 事業費
- エ 事務費

(4) 指定管理委託料の変更

指定管理委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、教育委員会と協議して決定する。

## 9 留意事項

(1) 事故発生時の対応並びに損害賠償の責務について

- ・ 管理施設で事故が発生した場合には、直ちにその旨を市に報告することとする。
- ・ 指定管理者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとする。また、万が一の場合に備え、指定管理者は必要な損害保険等に加入すること。

(2) 事務引継について

- ① 新たに指定管理者となるものは、そのものの負担において指定期間以前に必要な事務引継を行うものとする。
- ② 指定管理者は指定管理期間満了時及び指定管理者条例第8条（指定の取り消し等）により指定解除となったときは、次に施設を管理するものが、円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう引継を行うこととする。

(3) 指定の取り消し及び管理業務の停止

- ① 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じるものとする。この場合、教育委員会は、停止する日の30日前までに指定管理者に通知を行う。

ア 協定の条項に違反したとき

イ 指定管理者が指定の解除を申し出たとき

ウ その他管理業務に関して適正な教育委員会の指示に従わないとき

- ② 教育委員会が指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者は、既に受領した管理経

費を市に返還しなければならない。ただし、協定期間の中途において指定の取消しをしたときは、教育委員会と協議して返還金の額を決定する。

③ 教育委員会は、①のア若しくはウにより、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

④ ①のイにより、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命じた場合における損害の賠償については、教育委員会と協議して決定する。

(4) 原状回復について

指定管理者は、指定期間満了時又は指定が取り消されたときは、指定管理者条例第9条（原状回復義務）の規定に基づき、管理施設を原状に復して引き渡さなければならない。ただし、市が認めた場合には、指定管理者は管理施設の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で明け渡すことができるものとする。

(5) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により、管理する施設又は設備を汚損、損傷又は滅失したときは、指定管理者条例第10条（損害賠償義務）の規定に基づき、賠償しなければならない。

(6) 電話の取扱いについて

指定管理者は、代表電話番号（052-401-2666）を使用すること。

(7) その他

この仕様書に定めるものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と協議し決定する。

(別表1)

## 清須市新川地域文化広場（カルチバ新川）の概要

| 施 設 名       | 施 設 の 内 容                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文 化 ホ ー ル   | ホール客席 300席<br>会議室 1室<br>ミーティングルーム 1室<br>楽屋 2室<br>男女便所 2室<br>操作室 1室<br>投光室 2室<br>面積 1階 900㎡<br>2階 98㎡ |
| 温 水 プ ー ル   | 大人用 25m×6コース<br>(水面積 336㎡ 水深 1.1m)<br>幼児用<br>(水面積 104㎡ 水深 0.5m)                                      |
| エアロビクススタジオ  | 面積 8.0m×10.0m=80㎡                                                                                    |
| アスレチックジム    | 面積 17.0m×8.0m=136㎡                                                                                   |
| 共 通 施 設     | エントランスホール・ロビー・事務室・指導員室・更衣室・機械室・救護室・倉庫・サウナ等                                                           |
| 温 室         | 約 300㎡                                                                                               |
| ふ れ あ い 広 場 | 約 4,221㎡                                                                                             |

(別表2)

## 利用料金表

新川文化ホール

## (1) ホール等の施設

(単位：円)

| 施設区分      | 時間区分        | 利用料金の額 |
|-----------|-------------|--------|
| ホール       | 9:00～12:30  | 10,000 |
|           | 13:00～16:30 | 10,000 |
|           | 17:30～21:00 | 10,000 |
| 会議室       | 9:00～12:30  | 3,000  |
|           | 13:00～16:30 | 3,000  |
|           | 17:30～21:00 | 3,000  |
| ミーティングルーム | 9:00～12:30  | 2,000  |
|           | 13:00～16:30 | 2,000  |
|           | 17:30～21:00 | 2,000  |

## (2) ホール等の附帯設備

(単位：円)

| 区分 | 内容                                     | 単位       | 利用料金の額 |
|----|----------------------------------------|----------|--------|
| A  | 舞台設備備品・照明設備一式・会議室機器類設備                 | 1回、一式につき | 2,000  |
| B  | 舞台設備備品・照明設備一式・舞台音響備品一式・舞台照明設備一式        | 1回、一式につき | 3,000  |
| C  | 舞台設備備品・照明設備一式・舞台音響備品一式・舞台照明設備一式・舞台器材一式 | 1回、一式につき | 5,000  |

## 備考

- 1 単位欄の利用回数計算は、9:00～12:30、13:00～16:30、17:30～21:00をそれぞれ1回とする。
- 2 連続利用については、それぞれの合計額とする。
- 3 物品の販売及び勧誘等の営業を目的に利用する場合、利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 入場料等を徴収し興行等を行う場合、利用料金の額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 利用時間区分を超過して利用する場合、利用料金の額は、1時間につきこの表に定める額に0.3を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 舞台設備備品とは、マイク、音響卓及び袖卓、金銀屏風、演台一式(司会者台を含む)、国旗、市旗、OHP一式、スライド映写機一式等をいう。
- 7 照明設備一式とは、舞台照明、フットライト、ホリゾンライト、サスペンションライト、アッパーホリゾンライト、フロントサイドライト、シーリングライト等をいう。
- 8 舞台音響備品一式とは、カラオケモニターテレビ、袖用モニターテレビ、マルチレーザーディスクプレーヤー、デジタルコンパクトカセットデッキ、CDプレーヤー、カセットデッキ、めくり台、指揮者台、指揮者用譜面台、カラオケ用譜面台、ピアノ一式、譜面台等をいう。
- 9 舞台照明設備一式とは、吊下フレネルレンズスポットライト、吊下平凸レンズスポットライト、ミラーボール一式、エフェクトスポットライト一式等をいう。
- 10 舞台器材一式とは、平台、所作台、長座布団、毛せん、上敷、開丁場、化粧けこみ、箱馬、開脚、人形立、鳥屋囲い、松羽目、竹羽目等をいう。
- 11 会議室機器類設備とは、会議室音響卓、電源使用等をいう。

(単位：円)

| 施設区分     | 券 種                  | 利用区分        | 利用料金の額            |
|----------|----------------------|-------------|-------------------|
| 温水プール    | 1 回券                 | 大人          | 4 0 0             |
|          |                      | 小人          | 2 0 0             |
|          |                      | 高齢者         | 2 0 0             |
|          |                      | 身体障害者等 (大人) | 2 0 0             |
|          |                      | 身体障害者等 (小人) | 無料<br>(大人の付添いが必要) |
| アスレチックジム | 1 回券                 | 大人          | 4 0 0             |
|          |                      | 高齢者         | 2 0 0             |
|          |                      | 身体障害者等 (大人) | 2 0 0             |
| 上記施設共通   | 割引券<br>(4, 0 0 0 円券) | 共通          | 3, 6 0 0          |

## 備考

- 1 「小人」とは、中学生以下の者をいい、「大人」とは、小人以外の者をいう。
- 2 高齢者とは、本市に居住する満65歳以上の者（市が交付する証明書等を提示し、許可を受けた者に限る。）をいう。
- 3 身体障害者等とは、本市に居住する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の所持者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示し、許可を受けた者に限る。）をいう。
- 4 中学生以下の者は、アスレチックジムを使用することはできない。
- 5 小人のうち満3歳未満の者は、無料とする。
- 6 身体障害者等が利用する場合において、当該者に2人以上の付添者がいる場合、付添者1人に限り無料とする。

(別表3)

# 現行運営人員表

## 基本人員配置 (夏期7月、8月を除く)

|                     |          |               |                |                |
|---------------------|----------|---------------|----------------|----------------|
| 平 日                 | 事務・ホール   | 8:30~13:00=1名 | 13:00~17:00=1名 | 17:00~21:30=1名 |
|                     | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=1名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
| 土 曜                 | 事務・ホール   | 8:30~13:00=1名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=1名 |
|                     | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=3名 | 13:00~17:00=3名 | 17:00~21:30=2名 |
| 日 曜<br>祝 日<br>春 休 み | 事務・ホール   | 8:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=1名 |
|                     | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|                     | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=3名 | 13:00~17:00=3名 | 17:00~21:30=2名 |

## 夏期人員配置 (7月、8月)

|             |          |               |                |                |
|-------------|----------|---------------|----------------|----------------|
| 平 日         | 事務・ホール   | 8:30~13:00=1名 | 13:00~17:00=1名 | 17:00~21:30=1名 |
|             | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=3名 | 13:00~17:00=4名 | 17:00~21:30=2名 |
| 土 曜         | 事務・ホール   | 8:30~13:00=1名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=1名 |
|             | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=3名 | 13:00~17:00=3名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=4名 | 13:00~17:00=4名 | 17:00~21:30=2名 |
| 日 曜<br>お盆休み | 事務・ホール   | 8:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=1名 |
|             | フ ロ ン ト  | 9:00~13:00=3名 | 13:00~17:00=3名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | アスレチック   | 9:30~13:00=2名 | 13:00~17:00=2名 | 17:00~21:30=2名 |
|             | プ ール 監 視 | 9:30~13:00=4名 | 13:00~17:00=4名 | 17:00~21:30=3名 |

## その他の人員

【水泳教室】 一般(大人)=2名 ベビー=2名 幼児=3名 学童=4名

(参考資料) 清須市新川地域文化広場 (カルチバ新川) 利用実績

(1) スポーツセンター利用人数内訳年次表

(単位: 人)

|         | 23 年度  | 24 年度  | 25 年度   | 24・25 対比 |
|---------|--------|--------|---------|----------|
| ス ク ー ル | 15,017 | 14,820 | 19,182  | 4,362    |
| プ ー ル   | 42,971 | 41,142 | 45,653  | 4,511    |
| ス タ ジ オ | 8,889  | 14,124 | 20,736  | 6,612    |
| アスレチック  | 19,034 | 19,893 | 21,468  | 1,575    |
| 合 計     | 85,911 | 89,979 | 107,039 | 17,060   |

(2) 文化ホール利用回数内訳年次表

(単位: 回)

|           | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 24・25 対比 |
|-----------|-------|-------|-------|----------|
| ホ ー ル     | 197   | 190   | 165   | △ 25     |
| 会 議 室     | 285   | 281   | 253   | △ 28     |
| ミーティングルーム | 58    | 51    | 38    | △ 13     |
| 合 計       | 540   | 522   | 456   | △ 66     |

(3) 利用料金収入内訳年次表

(単位: 千円)

|         | 23 年度   | 24 年度   | 25 年度   | 24・25 対比 | 備考 |
|---------|---------|---------|---------|----------|----|
| ス ポ ー ツ | 43,771  | 44,436  | 49,163  | 4,727    |    |
| 一 般     | 13,770  | 13,646  | 14,369  | 722      |    |
| 会 員     | 30,001  | 30,790  | 34,794  | 4,003    |    |
| ホ ー ル 等 | 4,046   | 4,024   | 3,419   | △ 605    |    |
| 指定管理料   | 54,000  | 54,000  | 54,000  | 0        |    |
| 合 計     | 103,879 | 107,092 | 111,106 | 4,014    |    |

(4) 支出内訳年次表

(単位: 千円)

|          | 24 年度   | 25 年度   | 24・25 対比 |
|----------|---------|---------|----------|
| 人件費・諸経費  | 34,119  | 35,795  | 1,676    |
| 光熱水費(水道) | 6,821   | 6,048   | △ 773    |
| 光熱水費(電気) | 11,756  | 11,524  | △ 232    |
| 光熱水費(ガス) | 11,379  | 12,593  | 1,214    |
| 施設保守管理費  | 7,836   | 8,168   | 331      |
| 消耗品・運営費  | 31,778  | 31,634  | △ 144    |
| 修 繕 費    | 3,289   | 3,086   | △ 203    |
| そ の 他    | 731     | 854     | 123      |
| 合 計      | 107,710 | 109,702 | 1,992    |

(5) カルチバ新川自主事業実績

・スイミング、スタジオ関係

(単位: 人)

| 年度    | スイミングスクール |       |       |       | アクアビクス&<br>ウォーキング | エアロビクス&<br>ヨガ・ピラティス | ダンス<br>スクール | 英語<br>スクール |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------------------|---------------------|-------------|------------|
|       | ベビー       | 幼児    | 学童    | 一般    |                   |                     |             |            |
| 24 年度 | 719       | 3,986 | 7,806 | 1,390 | 919               | 14,124              | —           | —          |
| 25 年度 | 324       | 3,845 | 8,446 | 3,716 | 2,284             | 20,736              | 288         | 279        |

・その他参加無料のイベント実施

○ゴールドデンウィーク花祭り

○カルチバ祭り

○シェイプアップセミナー

○子どもスクール生 各種イベント（クリスマス・ハロウィン・七夕）

(6) 各レッスン時間割

・スイミング

| 曜日 | 午前帯      | 午後帯             | 夜間帯            |
|----|----------|-----------------|----------------|
| 火  | スイム初級・中級 | ウォーク・幼児・学童      | スイム・クロール・背泳    |
| 水  | ウォーク・ベビー | エクササイズ・幼児・学童    | エクササイズ・アクア     |
| 木  | アクア      | クロール・背泳・バタフライ・種 | フォームチェック・スイム中級 |
| 金  | スイム初級・中級 | スイム・クロール・幼児・学童  | 学童・スイム         |
| 土  | ベビー      | 幼児・学童           | 学童             |

・スタジオ

| 曜日 | 午前帯         | 午後帯               | 夜間帯         |
|----|-------------|-------------------|-------------|
| 火  | バレトン・ストレッチ  | ヨガ・フラダンス          | ヨガ          |
| 水  | エアロビ・骨盤体操   | エアロビ・コア筋・体育スクール   | ズンバ         |
| 木  | ヨガ・エアロビ     | バレトン・ダンス          | ボクササイズ・エアロビ |
| 金  | エアロビ・エクササイズ | ズンバ・ストレッチ・ダンススクール | ピラティス       |
| 土  | ズンバ・ピラティス   | ヨガピラティス・バレトン      | —           |
| 日  | エアロビ・ピラティス  | —                 | —           |

(7) スポーツセンター ビジター利用に関する内訳表（平成25年度）

利用者数

| 項目     | 年間人数(人) | 比率     |
|--------|---------|--------|
| 総利用者数  | 87,857  | 100.0% |
| 会員利用   | 47,492  | 54.1%  |
| ビジター利用 | 40,365  | 45.9%  |
| 小人利用   | 5,605   | 13.9%  |
| 大人利用   | 34,760  | 86.1%  |
| 一般     | 32,074  | 92.3%  |
| 65歳以上  | 2,686   | 7.7%   |

収入

| 項目       | 年間収入(円)    | 比率     |
|----------|------------|--------|
| ビジター利用収入 | 14,368,630 | 100.0% |
| 小人利用収入   | 1,121,000  | 7.8%   |
| 大人利用収入   | 13,247,630 | 92.2%  |
| 一般       | 12,710,430 | 95.9%  |
| 65歳以上    | 537,200    | 4.1%   |